

これからの学校図書館のあり方

—学校図書館は「どこでもドア」の場—

安 光 裕 子

Hiroko YASUMITSU

「この学校に、ドラえものの『どこでもドア』があるのを知っていますか？」

「そのドアは、図書館にあります。そこへ行くというんなことを知ることができます。どんな世界へでも行くことができるのです。」¹⁾

1. はじめに

従来の学校図書館には、児童・生徒にとって「虫がいる古い本が並ぶ、隅っこの暗い部屋」で、「開かずの施設」というイメージがあった。しかし最近では、学校図書館に対する考え方に変化が見られるようになり、多種多様な学校図書館が作られつつある。

学校図書館を構成する基本的な要素は、学校図書館基準A原則2によると、①図書館職員、②図書館資料、③図書館施設の三つである。

本稿では、「資料」「施設」「職員」の三要素に、利用者である児童・生徒および教員を交錯させて、これからの学校図書館のあり方について考察する。

2. 情報教育とコンピュータ導入

中央教育審議会は、1996年7月、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」と題した情報教育に関する答申を次のように行った。「学校の施設の中で、特に学校図書館については、学校教育に欠くことのできない役割を果たしているとの認識に立って、図書資料の充実のほか、様々なソフトウェアや情報機器の整備を

進め、高度情報通信社会における学習情報センターとしての機能の充実を図っていく必要がある」²⁾。以後、情報教育が急速に展開していく。1999年1月、文部省は「平成13年(2001年)までにすべての学校をインターネットに接続する」ことを発表した³⁾。

しかしながら、1999年11月に発表された学校図書館におけるコンピュータ導入の実態調査⁴⁾によると、導入していると答えたのは、小学校では10.9%、中学校では10.3%、高等学校では43.7%にとどまる。導入の計画のない学校図書館は、高等学校ではおよそ40%、小・中学校ともにおよそ80%である。導入しない最大の理由は予算がないことで、二番目の理由として、担当する人がいないことが挙げられている。また、学校図書館でのインターネット利用については、45.0%の学校ではその導入に慎重である。

社会が高度情報化へと急速に移行している現在、また、小・中・高等学校における「総合的な学習の時間」の導入に対応するためにも、校内すべての人に平等に開かれた場である学校図書館にコンピュータが備えられ、マルチメディア資料やインターネットが利用できる環境の整備が求められている。このような環境整備がなされて、学校図書館は学習情報センターの役割を担う基盤となりうるのである。

児童・生徒は、コンピュータ・ビデオ・CD・LDも利用できる学校図書館を期待している⁵⁾。学習情報センターを目指す学校図書館として、

コンピュータの導入と活用は差し迫った問題である。アメリカでは、「2000年初めまでに、全米の全ての教室、図書館、病院・診療所に情報スーパーハイウエー接続」を目標に国の政策が進められている⁶⁾。日本でも、次代を担う児童・生徒が将来地球規模で仕事をするために、国の条件整備が急務となっている。

3. 学校図書館資料について

学校図書館は、一般に次の資料を所蔵している。印刷形態別に見ると、印刷資料と非印刷資料とに大別され、前者には図書や逐次刊行物(新聞、雑誌等)、地図資料、記録物(児童生徒の文集等)、静止画像(掛け図等)が含まれ、後者には映像資料(スライド、OHPソフト、ビデオテープ等)、音声・音響資料(CD、MD、カセットテープ等)、電子資料(フロッピーディスク、CD-ROM等)やインターネット資料が含まれる。学校図書館資料は、「児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育過程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として」いる(学校図書館法第2条)ので、質・量ともに充実したものが期待されている。

まず、図書資料の質についてみていく。学校図書館は、保存機能よりも利用機能が重視されるので、新しい資料が豊富にあることが望まれる。資料は、利用されればされるほど損傷箇所が多くなり、更新しなくてはならない。たとえ損傷していなくても、分野によっては、発行後数年も経たないうちに情報は古くなり、児童・生徒に誤った情報や知識を提供してしまう恐れがある。時代に即応した最新の資料へと更新が図られなければならない。

図書の選定については全国学校図書館協議会図書選定基準がある。図書選定の一般基準には、「学校における教育課程の展開に寄与し、児童・生徒の学習活動や健全な教養・レクリエーションに役立つもの」とある。しかし、かつて愛知県の公立高等学校では、特定の図書が管理職の一方的介入により購入禁止となる事件があった⁷⁾。

図書資料の量については、全国学校図書館協

議会(以後、全国SLAと表記)の学校図書館数量基準(図書資料)や文部省の学校図書館図書標準がある。全国SLAの1997年度の調査によると、文部省の学校図書館図書標準の達成率は、小学校(平均規模13学級)では80.9%(現有数6,761冊÷必要数8,360冊)であり、中学校(平均規模14学級)では71.1%(現有数8,307冊÷必要数11,680冊)である⁸⁾。文部省は、学校図書館の図書を1992年度末の冊数の1.5倍に増やす目的で、1993年度に学校図書館図書整備新5ヶ年計画を策定し実施した。しかしながら、新5ヶ年計画は1997年度で終了し、1998年度および1999年度はそれぞれ100億円が計上されてはいるが、第二次の充実計画の策定は見送られているのである。また、高等学校は、新5ヶ年計画と学校図書館図書標準の対象になっていないので、小・中学校と同様に図書の整備の推進が望まれる。この分では貧弱な蔵書数が「調べ学習」や「総合的な学習の時間」に支障を来すことになりかねないのである。熊本市では、「子供たちにとって読書は大変大切な習慣で、抜本的に充実させる必要」を認めて、「平成11年度から1校平均100万円ペースを15年度まで予算化する」ことになった⁹⁾。熊本市の図書購入費の大幅増額は、停滞気味の他の学校図書館に影響を与えることが期待される。

しかし、単に量が多ければよいというわけではない。前述のように、損傷図書や記述されている内容が古くなるなど利用価値のなくなった図書については、図書館の所蔵容量に限界があることから廃棄が必要となる。「学校図書館では、利用者の立場に立って適切で優れた図書の選択収集に努め、常に蔵書の更新を行う必要がある。また、蔵書の管理には一貫性と統一性が保たれなければならない」し、「蔵書の点検評価に伴い図書を廃棄する場合には、個人的な見解によることなく、客観性のある成文化した規定に基づき行われなくてはならない」(学校図書館図書廃棄基準)。独断、行き過ぎを複数目でチェックし、客観性のある基準をもとに、内容が古くなり利用価値がなくなったものなどを廃棄し、学校の教育目標に適合する、新しい情報の蓄積が学校図書館には肝要である。

以上、図書資料の質および量について見てきたが、次のような指摘もある。坂西志保氏は、「蔵書自慢も度がすぎると困る。中学校に大英百科を備えつけ、客に見せているが、それより必要な辞書・年鑑・参考書を需要に応じて数冊買った方が賢明である。珍本や貴重本で図書館の価値が決るのではない」と述べている¹⁰⁾。学校図書館は学校の教育課程の展開に寄与することを目的にしているのだから、その目的に応じた図書の質および量の充実が望まれるのである。

4. 学校図書館の施設について

学校図書館は、学校図書館基準A原則1において「学校教育に欠くことのできない機関」と規定されている。しかしながら、実際は利用したいときには鍵が閉まっていたり、昼休みの時間だけ開館しているというように、開かずの施設と化していたり、児童・生徒にとって程度の差こそあれ「暗くて活気がない、つまらない、古くさい、読みたい本がない」と受け止められているのが現状である。

学校図書館が児童・生徒や教員に施設面で、より利用されるためには、次のようなことが考えられる。

- a. 学校の中心部に設置。
- b. 従来の図書中心の図書館資料とコンピュータや視聴覚機器が共存する施設¹¹⁾。
- c. 開放感あふれ、親しみのある施設。
- d. 多数の児童・生徒が一堂に会して視聴覚メディアなどを利用できる、多目的スペース¹²⁾。
- e. 資料を探しやすく、落ち着いて学習できる環境。
- f. 床に座って本が読める読書スペース。
- g. 他の図書館とのネットワークシステムのある施設¹³⁾。

実際に問題となるのは既存の図書館をいかに理想の学校図書館に近づけるかということである。利用されてこそその施設なので、学校や自治体自身が、どのようにしたら児童・生徒や教員が利用しやすい学校図書館になるかという観点で施設の整備を行うべきである。

5. 学校図書館職員について

- (1) 学校図書館職員の実状—山口県を例にして—

明治30年代の山口県は全国に先駆けて図書館活動を展開し、例えば、「湯浅吉郎、佐野友三郎という優れた図書館人によって運営された京都府立や秋田県立・山口県立図書館では、アメリカ図書館思想の受容をもとに、開架制の採用、貸し出し、巡回文庫の実施など先駆的な図書館活動が行われた」のである¹⁴⁾。図書館の館数をみても、明治44年山口県は全国一多く67館を数えた。大正8年、公立の全図書館1358館中、山口県が157館で第一位であり、ついで福岡県が132館、長野県が105館の順で、当時は「西の山口」として、その将来に期待がかけられていた¹⁵⁾。

学校図書館についても同様であった。山口県立山口図書館は、1903年の開設当初より児童閲覧室を備えており、豊浦小学校に学級文庫(1906年)と学校図書館(1922年)が、深川小学校に児童文庫(1910年)と学校図書館(1938年)が早い時期から設置されていた。

また、昭和30年代の山口県の学校図書館では、「36年の県下の学校司書¹⁶⁾の総数45名であった。37年には80名に増加した。更に38年度には高校公立計51名中学14名小学26名合計91名に達した」の記述にあるように¹⁷⁾、昭和30年代には山口県の学校図書館に学校司書が多く配置されていたことがわかる。

昭和32年の山口県学校図書館協議会の活動に対して、「各県とも活発な活動を展開されていますが、とりたててあげるならば、東の千葉、西の山口をまずあげるべきでしょうか。研究活動面に、図書館づくり面に猛烈な馬力がかかりました。機関誌の飛躍的増大という面から見てもその意志が窺われます」と評価されるほど、当時の学校図書館活動は先進的であった¹⁸⁾。

しかし、現在の山口県の学校図書館には、かつてのような勢いは見られない。その実状を図書館職員の面から考察すると、学校司書は新南陽市の小・中学校全校に配置されているが、他の市町村では宇部市のプロジェクト研究指定校の小学校に1名、光市の小学校に2名、玖珂

町の小学校に2名が配置されるにとどる¹⁹⁾。いずれも正規職員の配置ではなく、勤務時間もまちまちである。しかも、司書教諭の発令もない。他方、高等学校では73%に専任または兼務の図書館事務職員が配置されている。しかし、図書館事務職員のうち正規職員は2%と激減しており(79年度は23.0%)、図書館の仕事を2年以上継続して従事する者は少なくなっている。ほとんど嘱託や非常勤職員による対応をしており、毎日終日勤務しているのは全体の8.2%に過ぎない。しかも、図書館運営に関わる資格を有していないと回答した人が80.8%にも昇る。高等学校についても司書教諭の発令はない²⁰⁾。

比較のために、九州の公立高等学校の実状を見る。福岡県では全日制110校すべてに専任正規職員が配置されている。大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県も同様に100%の配置である。鹿児島県は68.9%、長崎県は69.8%の配置率である²¹⁾。

九州の公立高等学校の実状と比較してみると、山口県の学校図書館の立ち後れがいつそう浮かび上がってくる。「秋田魁新報」(1999年9月1日)には「学校図書館に専任・専門・正規と三拍子そろった教職員を配置している公立高校が、県内に一校もないことが県高教組の調査で分かった。政令指定都市を除く全国の都道府県では、本県と山口県だけ」という記事まである。

現在も先進的な取り組みを行っている千葉県は市川市に、「公共図書館と学校図書館とを結ぶネットワーク事業」などの活動がある。それは、学校図書館を中心とした学校の教育機能を高め、児童・生徒の「主体的に自ら学ぶ力」を育み、生涯に亘って学び続ける市民の育成を目指すというもので、全国の学校図書館関係者や地方自治体に大きな影響を与えている。一方、かつて「西の山口」と称された山口県は、佐野友三郎の先駆的な図書館活動や西の山口と言われていた往事の姿は影を潜めている。

(2) あるべき図書館職員像

学校図書館が「開かずの施設」になる主たる要因に、「人の問題」があげられる。「人」には、司書教諭、学校司書、事務職員などがあり、学校によって職名も待遇も異なる。本稿では、司書教諭を中心に考察する。学校図書館法(昭和

28年法律第185号)は、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」(第5条第1項)と規定しているが、附則第2項によって「当分の間」司書教諭を置かないことができた。この点については、学校図書館法の一部を改正する法律(平成9年法律第76号)で、平成15年3月31日までの間は司書教諭を置かないことができると改められた(したがって、平成15年4月1日から学校には司書教諭を置かなければいけないことになる。)。しかしながら、政令で定める規模以下の学校には、従来どおり当分の間置かなくてよいとされているのである。司書教諭を置かなくてよいとされるのは、11学級以下の規模の学校である(学校規模を定める政令(平成9年政令第189号))。

平成11年度の調査結果に基づき、全学級数を全学校数で割ると、1学校あたり学級数の平均は、小学校では11.3、中学校では11.5となる²²⁾。概ね半数近くの学校では司書教諭を置かなくてもよいことになると推測できるかもしれない。しかし、教育の平等を考えると、小規模校にも司書教諭の配置は必要である。それには、地方自治体の前向きな姿勢が望まれる。鳥取県では全校に司書教諭を設置することが報じられており²³⁾、鳥取県の試みが今後の各自治体における司書教諭の配置計画に多大な影響を与えるかもしれない。

司書教諭には図書館の専門的知識はもとより、指導力、管理能力、学校図書館の活動を信念と熱意で支えるパワーの持ち主が求められている。学校教育の中で司書教諭の果たす役割は非常に大きいので、頭脳明晰であることに加えて、校長や他の教員とのコミュニケーションの土壌を作り出す人間性豊かな人材が望まれる。

司書教諭の役割を考えるとときに考慮しなければならないことは、学校司書との関係である。学校司書は、貸し出し、利用案内、会計等一連の図書館事務作業を担当する。他方、司書教諭は教諭であることが大前提である。そして、学校図書館を「教育に寄与する施設」としてどのように活用していくかを教員の立場から考え、教育課程や教育内容を深く理解し、児童・生徒

一人一人の指導に当たり、学校教育に役立つ学校図書館作りをするという役割がある。このように、司書教諭と学校司書の職務内容は、教育活動の有無で大きく分かれる。しかし、現実には学校図書館の仕事が極めて教育的なものとして、教育職の「実習助手」を学校司書として配置するなど²⁴⁾、両者は重複する部分が多い。

学校図書館法の一部を改正する法律を衆議院および参議院が可決するにあたってその附帯決議で、政府および地方自治体は、司書教諭の設置が学校司書の職を失う結果にならないように配慮すべきことを明示している。「『改正』学図法による司書教諭の発令は、決して学校司書配置に替えられるものではない。教諭と司書の専門性はどちらも学校教育にとって欠かせない、それぞれ置き換えることのできないものである」との報告もある²⁵⁾。教諭として授業をした経験のある司書教諭と図書館学を学んできた図書館の専門職としての学校司書とが、それぞれの専門性を生かして、ともに学校図書館の運営にあたるのが学校図書館の目的に適うのではなからうか。司書教諭は、学校司書にとってかわるものではなく、司書教諭と学校司書とは、職務の役割を分担しつつ、ときには相互補完的な協力関係で学校図書館の運営にあたる必要があるであろう。

司書教諭には、学級担任や教科担任と協力して、指導計画を立案し、児童・生徒が自主的に学校図書館の資料を利用できるようにする役割もある。アメリカでは、司書教諭のことをメディアスペシャリストと呼び、「教育およびメディアについて、専門職員として幅広い教育をうけ、適切な資格をもち、メディアプログラムをつくり、これを実践できる能力をそなえた」者であり、「教師」「情報専門家」「コンサルタント」の役割を担っている²⁶⁾。日本の司書教諭も、教科教育に対する指導的立場にあると考えるべきで、いずれはアメリカのようにメディアスペシャリストとして活躍することが期待される。

司書教諭がその活動をしていくにあたって、何が必要なのだろうか。司書教諭は、教科担当、学級担任との兼任ではなく、専任であることが必須条件である。さらに司書教諭の専門性を維

持し、向上させるために研修制度の確立が望まれる。研修は、例えば、中央の研修所で行われても、そこで用いられる機器やソフトが本務校と違うということがよくあることや、忙しくて研修に行くことが出来ないという事情なども考えあわせると、校内で開催することが実際的である。そのことはまた、すべての教職員に学校図書館や司書教諭の役割と存在意義についての共通理解を得る機会ともなろう。

情報の氾濫する社会において、校内だけの情報資源では学校図書館の情報リテラシーや教室で行われる教育実践支援の目的を果たすことは、学校図書館の現状からして困難である。公共図書館でも自館だけでは需要に対応しきれないので、ネットワーク作りをしている。学校図書館も「調べ学習」や「総合的な学習の時間」などに対応するためには、ネットワークが必要となってくる。2001年から全ての学校にインターネットを接続することになるが、校内の人材だけでは足りないときは、「インターネットに詳しい民間企業や大学、専修学校等の協力を得ることが有効であり、(中略)より円滑に外部の専門家や民間企業等との連携協力が図られる」べきであり、地域社会の支援体制も重要となってくる²⁷⁾。

千葉県市川市で行っている「公共図書館と学校とを結ぶネットワーク事業」のように、コーディネーターの役割を教育センターが行うことによって、ネットワークの成功した例もある。このように、行政を巻き込んだ大規模なネットワーク作りはこれからの学校図書館のあり方のキーポイントになる。

最近、司書教諭をメディア専門職として位置づけようという動きがある²⁸⁾。しかし、次のように学校図書館メディアの活用に対する警鐘もある。「従来の図書資料と新しいメディアを有機的に結びつけるのは、すべてをデータベース化したコンピュータのディスプレイの中だけで格好よくオペレートできればよいといったレベルでは決してなく、21世紀を前にして、これからの学校図書館は、総合的な情報リテラシーが問われることになろう²⁹⁾」。このように、通信ネットワークを巧みに操作できる指導に終始するだけ

で、情報メディア活用教育を終わらせてはならない。学校図書館が、学校の情報化推進の中核になることを前提に、「運営の中心となる司書教諭には、インターネット等の整備や教育用ソフトウェアに関する情報の蓄積などへの幅広い見識とともに、学校図書館の活用を通じて、児童生徒にコンピュータ等の情報機器のみならず多様な情報手段から必要な情報を選択し正しく判断するための情報活用能力を身につけさせる力量が求められる」のである³⁰⁾。

6. おわりに

これからの図書館のあり方について、「資料」「施設」「職員」の面で考察した。この三要素のどれもが充実していなければ、学校図書館の適正な運営は成り立たない。三要素が三位一体化してこそ、よりよい学校図書館が創り上げられるのである。そして、児童・生徒および教員に利用されることこそが、学校図書館の果たす役割である。

児童生徒の豊かな学びと、本との確かな出会いを保障するための第一歩として、「開かずの施設化」した学校図書館の鍵を開けるところから始められなければならない。

「この学校に来て、図書館ってすごいなーと思った。ほんの一步踏み出せば、自分の前にどこへでも通じるドアがある。資料に触れることで世界がどーんと広がる」³¹⁾。これからの学校図書館に必要なものは、学校関係者や地方自治体を始めすべての人が、「学校図書館は『どこでもドア』の場である」という共通理解をもつことである。

【注】

- 1) 松井一恵「学校図書館は『どこでもドア』」, 学校図書館問題研究会(編)『教育を変える学校図書館の可能性—子どもたち一人ひとりが主人公—』(教育史料出版会, 1998) p. 46.
- 2) 「中央審議会第15期第1答申」(1996.7.19) <http://www.monbu.go.jp/singi/cyukyo/00000151/matome33.html> (1999.8.7収集).
- 3) 「文部省ニュース」(1999.1) <http://www.monbu.go.jp/news/00000307> (1999.8.7収集).
- 4) 全国SLA 調査部「1999年度学校図書館調査報告」, 学校図書館589(1999.11)p. 46.
- 5) 全国SLA(編)『データに見る今日の学校図書館—学校図書館白書3—』(全国SLA, 1998) p.85.
- 6) 中村悦二・小門裕幸『マルチメディアが教育を変える』(日刊工業新聞社, 1995)pp.43-46.
- 7) 愛高教司書問題検討委員会「資料・愛知県立学校図書館で管理職の一方的介入によって購入禁止となった図書リスト」, 図書館雑誌76-3 (1982.3), p. 117. 黒柳徹子『窓ぎわのトットちゃん』や早乙女勝元『東京が燃えた日』などの図書が管理職の一方的介入により購入禁止となる事件があった。前者は「芸能人の書いた本はふさわしくない」からであり、後者は「戦争を扱っているからいけない」との理由である。それは、「資料収集の自由や資料提供の自由を有する」(図書館の自由に関する宣言, 1979改訂)という図書館の根底を揺るがす問題である。
- 8) 全国SLA 編, 前掲注5, p. 14.
- 9) 森永憲二「熊本市で図書購入費を大幅増額」, 学校図書館583 (1999.5) p. 70.
- 10) 『朝日新聞縮刷版1953年8月6日』p. 6.
- 11) 東京都目黒区立緑ヶ丘小学校の図書館には、図書室とコンピュータ室を合わせたメディアスペースがある(井藤由喜「図書+コンピュータでメディアスペース—東京都目黒区緑ヶ丘小学校—」, 学校図書館580 (1999.2) pp. 28-29).
- 12) 佐賀県佐賀市立城南中学校の図書館は、メディアトリウムを言われ、ライブラリー・視聴覚教室・コンピュータの機能を統合化したインテリジェントな空間をもっており、授業、個人およびグループ学習、特別活動など、多角的な利用を可能にしている(山下行夫・真崎博之・小西美佐子「インテリジェント空間としての施設を活かす」, 熱海則夫・長倉美恵子(編)『子どもが生きる学

- 校図書館」(ぎょうせい, 1999) pp. 370-380).
- 13) 千葉県市川市では、公共図書館と学校とを結ぶネットワーク事業が行われている。市内の学校図書館と公共図書館とが大きな一つの図書館を形成し、蔵書が共有されるようになった(小林路子・石原孝一「公共図書館と学校とを結ぶネットワーク事業」, 学校図書館] 579 (1999.1) pp. 15-30).
 - 14) 塩見昇『日本学校図書館史』, (全国 SLA, 1986) p. 43.
 - 15) 石井敦(編)『佐野友三郎』(日本図書館協会, 1981) pp. 284-285.
 - 16) 本稿では学校図書館事務職員のことを学校司書と称する。
 - 17) 本沢清一「学校司書部の現状と将来」, 山口県学校図書館28 (1963.11) p. 3.
 - 18) 「全国の組織諸活動」, 学校図書館速報版(旬刊) 122 (1957.12.25) p. 9.
 - 19) 「1998年度全国(市・区)立小・中学校図書館職員実態調査まとめ」, ぱっちわーく76 (1999.9) p. 11. 「ぱっちわーく」事務局の梅本恵氏にも電話による聞き取りを行った。
 - 20) 山口県高等学校教育研究会・学校図書館部会(編)「1999年度研究調査 第4回山口県高等学校図書館の実態」(1999.10) pp. 29-30.
 - 21) 松尾満里子「長崎県学校司書の配置状況と学校図書館法『改正』案をめぐる動き」, 図書館学70 (1997.3) pp. 3-31. 宮崎県と鹿児島県については各県教育委員会への電話による聞き取りをもとに試算した。
 - 22) 「平成11年度学校基本調査速報(初等中等教育機関 専修学校・各種学校)調査結果の概要(平成11年5月1日現在)」, 文部省ニュース(1998.8) <http://www.monbu.go.jp/news/00000361/> (1999.11.23収集)。
 - 23) 「鳥取が全校に司書教諭の配置をすることになりました」, 学校図書館ニュース(1998.8) <http://www.j-sla.or.jp/news/n2.htm> (1999.2.20収集)。
 - 24) 二宮博行「兵庫県の高校図書館の現状」, ぱっちわーく78 (1999.11) p. 6.
 - 25) 岡山市職員労働組合のホームページ http://www.icity.or.jp/usr/sisyoku/libra_ho/housin9806.html (1999.8.11収集)。
 - 26) 渡辺信一「アメリカの学校図書館」, 全国 SLA アメリカ・カナダ図書館視察団(編)『マルチメディア化が進む学校教育—アメリカ・カナダの学校図書館を訪ねて—』(全国 SLA, 1996) pp. 38-39.
 - 27) 教育分野におけるインターネットの活用促進に関する懇談会報告書(1998.6) http://www.mpt.go.jp/whatsnew/edu_inet.html (1999.8.8収集)。
 - 28) 「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議最終報告」(1998.8) http://www.monbu.go.jp/singi/chosa/00000301/Section2_6.html (1999.8.11収集)。
 - 29) 北村恭男・高間準「学校図書館メディアの活用とその問題点」, 学校図書館584 (1999.6) p. 45.
 - 30) 石井宗男「学校図書館の情報化とメディアの活用」, 学校図書館584 (1999.6) p. 21.
 - 31) 松井一恵, 前掲1, p. 46.

【参考文献】

- ・図書館情報学ハンドブック編『図書館ハンドブック第2版』(丸善, 1999)。
- ・馬場俊明編著『図書館資料論(JLA 図書館情報学テキストシリーズ・7)』, (日本図書館協会, 1998)。